

## 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（案）の概要

### 1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、特定歳入等の収納に関する手続等を定めるとともに、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に係る総務大臣の指針及び助言の対象から除く執行機関を定めるため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）等の改正を行うもの。

### 2. 改正の概要

#### （1）地方自治法施行令の一部改正（情報セキュリティ関係）

改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。改正法による改正後の地方自治法については「新地方自治法」という。）第 244 条の 6 第 3 項の規定の委任を受け、地方自治法施行令第 173 条の 7 において、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に係る指針及び助言の対象から除く執行機関として「公安委員会」を定めることとする。

#### （2）地方自治法施行令の一部改正（公金の収納事務のデジタル化（eLTAX の活用）関係）

改正法の施行に伴い、新地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 1 項及び第 2 項並びに同条第 4 項において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定の委任に基づき、①及び②に係る規定の整備を行うこととする。

① 新地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 1 項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- i 地方税（当該地方税に係る地方税法第 1 条第 1 項第 14 号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- ii 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号）第 21 条の 2 に規定する地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金
- iii 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金
- iv 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する特別法人事業税に係る徴収金

② 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 57 条の 5 から第 57 条の 5 の 3 までの規定は、新地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により地方税共同

機構に同項に規定する特定収納事務を行わせる場合について準用することとする。

### (3) 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第47条において準用する新地方自治法第243条の2の7第8項の規定による総務大臣の通知の宛先等について技術的読替えを行うとともに、(2)①及び②に係る地方自治法施行令の規定を合併特例区の財務について準用する規定の整備を行うこととする。

※上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

## 3. 根拠条文

- ・地方自治法第243条の2の7第1項及び第2項、同条第4項において準用する地方税法第747条の6第3項、第747条の8第1項及び第747条の9並びに地方自治法第244条の6第3項
- ・市町村の合併の特例に関する法律第47条及び第57条

## 4. 施行期日（予定）

<公 布>

令和7年7月上旬

<施行期日>

- 2（1）の規定：令和8年4月1日（改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日）
- 2（2）の規定：改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日
- 2（3）の規定：2（2）の規定と同日